

令和7年7月7日
国立研究開発法人水産研究・教育機構

職員の懲戒処分について

このたび、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1. 処分効力発生日

令和7年7月4日

2. 被処分者

研究開発職員・50才代

3. 処分の内容

停職25日

4. 事案の概要

被処分者は、勤務する研究部内において、部下の机にわいせつ物を忍び込ませるセクシュアル・ハラスメント行為を行い、部下に対して、精神的な苦痛を与えたもの。

問合せ先
総務部労務管理課
電話 045 - 277 - 0054 (直通)